

(第5条関係)

別表3

既存店舗改修事業、空家・空き店舗改修事業、多目的トイレ設置事業、新築店舗整備事業

1. 空家及び空き店舗、既存店舗の改修に要する経費
2. 多目的トイレの設置に要する経費
3. 新築店舗の整備（増築含む。）に要する経費

ただし、施工は市内に事業所を有する業者（中小企業者）を利用し、改修するものとする。

なお、認定の申請は1つの店舗につき、1回のみとし、市内の既存店舗を閉鎖し1年以内に新たに別の場所に出店する場合は、対象外とする。ただし、都市機能誘導区域外から当該区域内への出店についてはこの限りではない。また、改修する店舗が賃貸の場合は、賃貸借契約を締結し、所有者の承諾があるもので、仮設的な施設の整備及び政治的又は宗教的な活動を目的とした施設の整備は対象外とする。

補助対象事業		種別	補助金の額等		補助対象経費区分
			補助率等	補助限度額	
店舗改修事業	市内全域において実施する事業	既存店舗の改修 (空き店舗を含む)	補助対象経費の10分の1以内の額	200千円	・工事費 ・その他事業の実施に必要なと認められる経費
	都市機能誘導区域(都市拠点、地域拠点、地区拠点、政策誘導拠点)において実施する事業		補助対象経費の10分の2以内の額	400千円	
	中心市街地重点地域※4において実施する事業	※1 空家・空き店舗改修	補助対象経費の3分の1以内の額	2,000千円 ※2 3,000千円	
		※3 多目的トイレ設置	補助対象経費の2分の1以内の額	1,000千円	
	新築店舗	補助対象経費の3分の1以内の額	2,000千円		

- ※1 空家とは、居住者の退去等により閉鎖し、かつ、その後引き続き3ヶ月以上その閉鎖の状態又はそれと同様の状態にある戸建て住宅（共同住宅を除く）。空き店舗とは、営業終了又は利用者の退去等により閉鎖し、かつ、その後引き続き3ヶ月以上その閉鎖の状態又はそれと同様の状態にあるもの。ただし、車庫を除く。
- ※2 条件は、①～③をすべて満たすもの。  
 ①対象物件が1階の店舗であり入口（駐車場を有する場合は、当該駐車場を含む。）が道路又は歩道に接していること。  
 ②10時から19時までの時間帯に4時間以上の営業を行うこと。  
 ③商店街活動に積極的に参加すること。
- ※3 補助対象とする多目的トイレは、車いす使用者及び高齢者に対応する設備を備えるもの。
- ※4 柿園町1丁目の一部、柿園町2丁目、八尻町1丁目、東新町1丁目、東新町2丁目の一部、日出町1丁目の一部、日出町2丁目の一部、浅牟田町の一部、大正町1丁目の一部、大正町2丁目の一部、大正町3丁目の一部、大正町4丁目の一部、大正町5丁目の一部、橋口町、古町、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、本町5丁目の一部、明治町2丁目の一部、新栄町、久保田町1丁目、久保田町2丁目、旭町1丁目、旭町2丁目、旭町3丁目、泉町、上町1丁目の一部、栄町1丁目、栄町2丁目、築町、常磐町、山上町、有明町1丁目、有明町2丁目の一部、不知火町1丁目の一部、不知火町2丁目の一部